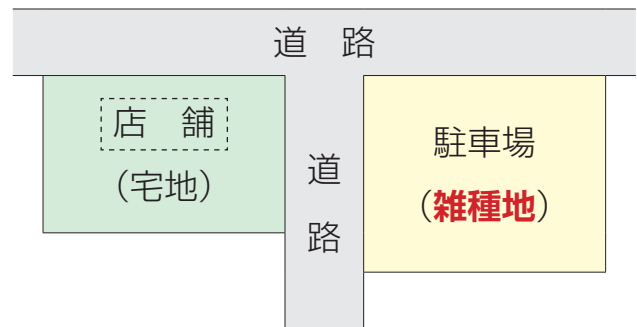
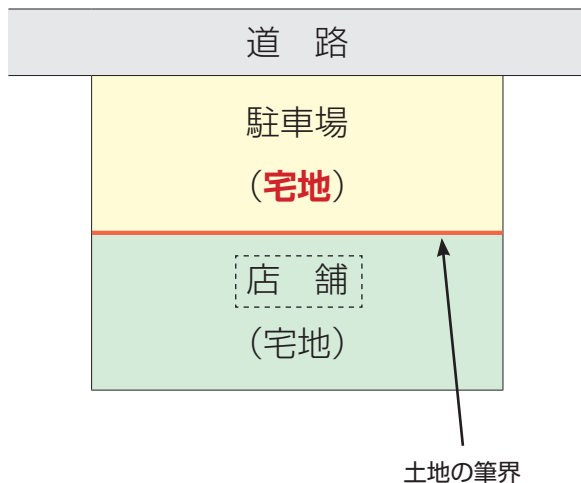


なお、ここで注意すべき点は、単体であれば本来雑種地である駐車場も、実際の利用状況から宅地部分と一体を成していると認められる場合には、課税地目が宅地となり、宅地評価を行うということです。

(1) 店舗等に接続する駐車場で、店舗敷地と同一敷地と認定できる場合は、課税地目を宅地として認定し、一団の宅地として評価を行う。

(2) 店舗等の駐車場ではあるが、店舗敷地とは道路等により分断されている場合は、課税地目を雑種地として認定し、各々宅地、雑種地として評価を行う。



役場住民税務課税務チーム ☎22-3037

長寿医療制度保険料の年金からの お支払いのお知らせです

《長寿医療制度》

- 一人当たり定額の保険料が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払い頂いた方は、**10月以降、年金からのお支払いはありません。**納付書等によりお支払いいただいている方の保険料も同程度軽減されます。
 - 保険料は、お支払いの手間をおかけしないよう、**原則として年金からお支払いいただくこと**としています。
 - **被用者保険の被扶養者であった方は、**初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでしたが、**10月から、本来の保険料額の9割は軽減され、1割のご負担となります。**
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からのお支払いではなく、納付書等でお支払い頂くことになります。
- ① 年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
 - ② 介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料の合計額が、年金額の1/2を超える方

年金からの保険料のお支払いは、多くの場合、 口座振替へ切り替えることができます。

- 口座振替に切り替える場合、役場への届けと金融機関での手続きが必要になります。
- 世帯主又は配偶者名義の口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

ご不明な点がございましたら役場保健福祉課・保険チーム又は支所住民生活課・民生チームへお問い合わせください。

役場保健福祉課保険チーム

☎22-3041

支所住民生活課民生チーム

☎25-2511